

**令和8年度「首都圏からのスタートアップ人材流入・定着促進事業」
企画運営業務委託仕様書**

1 委託事業名

令和8年度「首都圏からのスタートアップ人材流入・定着促進事業」企画運営業務

2 目的

首都圏等から富山県内への起業家人材の流入・定着を促進するため、県外在住の起業志望者等を対象に、スタートアップを体系的に学ぶ講座を実施するとともに、県内での起業のために必要な県内でのコーディネートを行うもの。

3 委託期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託業務の内容

(1) 業務概要

- ①首都圏起業家がスタートアップを体系的に学べる講義（6回程度）
 - ②講義間に首都圏の受講者を県内企業等につなぐコーディネートを実施
 - ③投資家や事業会社等を招いた成果報告会の開催（1回）
- なお、必要に応じて講義間の学習教材やメンタリング機会の提供を検討すること

(2) 対象者

県外在住で富山県へ移住して起業する者または県外在住の起業家で新たに富山県に拠点を設けて新規事業創出を行う者 15人程度

(3) 実施時期

- ①講義：令和8年10月～令和9年2月（5か月間で計6回程度）
- ②コーディネート：講義期間中随時
- ③成果報告会：令和9年2月下旬

(4) 場所

- ①講義：原則、東京で対面開催とするが、必要に応じてオンライン参加も認める
- ②コーディネート：対面・オンラインを問わず、希望者に対し県内企業等にニーズ調査のヒアリング機会等を提供（県内会場でイベント的な実施も可）
- ③成果報告会：富山県内で実施

(5) 業務内容

- ①受講生の募集
 - ・説明会の開催（想定時期：令和8年8～9月）
 - ・マスメディア広告やSNS広告等によるPR
 - ・チラシやポスターの作成及び配布
 - ・応募者に対する書面審査（必要に応じて面接審査）を実施

②講義の実施

- ・令和8年10月～令和9年1月の期間で概ね2週間に1回、計6回程度の講義を実施
- ・次の項目を必須とし、スタートアップを体系的に学び、自身のビジネスプランをブラッシュアップできる講義を提供すること
 - a スタートアップの全体構造、アイデアの検証
(スタートアップに関する基礎知識、アイデアの発見方法・検証など)
 - b 顧客開拓、仮説検証
(ターゲット像の明確化や顧客課題の捉え方、ヒアリング手法など)
 - c ビジネスモデル設計 (プロダクトの検証方法やマーケット分析による戦略策定など)
 - d 事業計画の作成 (収益戦略やコスト設計など)
 - e 資金調達の演習 (資本政策や投資家への対応など)
 - f 投資家に対するピッチ方策

③コーディネートの実施

- ・受講者に対し、事業の検討に必要な、県内企業や業界、関係団体等へのヒアリング機会やスタートアップとの協業に意欲的な県内企業と接触する機会の設定等のコーディネートを実施
- ・コーディネートについては、受講者が富山県内での事業化や拠点設置を円滑に進められるように、希望者それぞれの事業領域・成長フェーズに合わせた県内企業や業界、関係団体等との面談機会を提供
- ・対面・オンライン等の方式は問わず、5か月間の講義期間中に希望者1人につき1～2回程度面談機会を提供
なお、複数の希望者と県内企業等が一堂に会し、交流・マッチングできるようなイベント的な実施も可とする

④成果報告会の開催

- ・受講者が立案したビジネスプランの報告会を開催
- ・報告会には投資家や事業会社を招き、受講者への資金調達や協業機会を提供

⑤実施報告書の作成

- ・講座の実施状況、コーディネート機能による成果、成果報告会の結果、受講生からのアンケート結果や感想等を掲載

⑥その他

- ・次の講義までの間に各自で次の課題に対して準備できる学習環境の提供
- ・ビジネスプランをブラッシュアップするメンタリング機会の提供
- ・講師の検討、選定及び謝金等支払業務の実施
- ・受講生に対するアンケート調査の実施、とりまとめ
- ・必要に応じて参加者の交流機会を設け、円滑なコミュニケーションを構築
- ・その他、プログラムの開催に必要な事項の実施

(6) その他

- ・首都圏の受講者を県内企業等につなぐコーディネートを実施するにあたり、社内のリソ

ースが不足する場合は、第三者への委託を検討するほか、それ以外の業務も含め、必要に応じ外部の専門家の起用に努め、その委託・謝礼・旅費等の費用については受託者が負担すること。

- ・委託契約額は、事業に要する経費から、受講生から徴収した受講料を除いた額とする。受講生は15名とし、受講料は1万円/1人とする。受講生の数が15名を超え、又は15名に満たなかった場合の委託契約額は、富山県と受託者双方が協議して定める。

5 その他

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、県が保有するものとする
- (2) 成果物については、原則として富山県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。ただし、制作の都合上止むを得ず、著作権を富山県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に富山県商工労働部地域産業振興室スタートアップ創業支援課に申し入れを行い、了解を得ること。富山県に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、県と協議すること
- (3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと
- (4) 本業務は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。
- (5) 完成するまでの過程において、緊密に状況を報告するとともに、随時内容を確認し、修正を行うこと
- (6) この仕様書に定めのない事項については、受託者と富山県商工労働部地域産業振興室スタートアップ創業支援課が必要に応じて協議するものとする